

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第35号）について

令和2年4月
消防庁予防課

【概要】

政府全体において、行政手続等のオンライン化の推進をはじめとする行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討が行われていることを踏まえ、「令和元年度火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）において、消防行政に係る行政手続の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討を行った。

検討の結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）等で定めている各様式において求めている押印のうち、本人性等の確認が必ずしも必要とされない者の押印については不要とするため、各様式中の㊟マークを削除するとともに、所要の規定の整備を行うこととする（改正対象となる様式は、以下のとおり。）。

【届出・報告等が必要なもの】	【現行の要押印者】	【改正後の要押印者】	【届出様式】
防火管理に係る消防計画 （消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第3条の2第1項）	防火管理者 管理権原者	防火管理者	規則別記様式第1号の2 （規則第3条第1項関係）
防災管理に係る消防計画 （令第48条第1項）	防災管理者 管理権原者	防災管理者	規則別記様式第1号の2 （規則第51条の8第1項関係）
全体についての防火管理に係る消防計画 （令第4条の2第1項）	統括防火管理者 管理権原者	統括防火管理者	規則別記様式第1号の2の2の2 （規則第4条第1項関係）
全体についての防災管理に係る消防計画 （令第48条の3第1項）	統括防災管理者 管理権原者	統括防災管理者	規則別記様式第1号の2の2の2 （規則第51条の11の2関係）
消防用設備等・特殊消防用設備等 検査済証 （消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の3の2）	消防長又は消防署長 検査員	消防長又は消防署長	規則別記様式第1号の2の3の2 （規則第31条の3第4項）

【施行期日】

この省令は、公布の日から施行する。ただし、施行日から起算して6月を経過するまでの間は、この省令による改正前の様式を使用することができることとする。